

## 第8次地域医療計画における精神病床の基準病床数（案）

令和5年10月20日 宮城県精神保健福祉審議会資料

# 精神病床の基準病床数及び既存病床数の推移

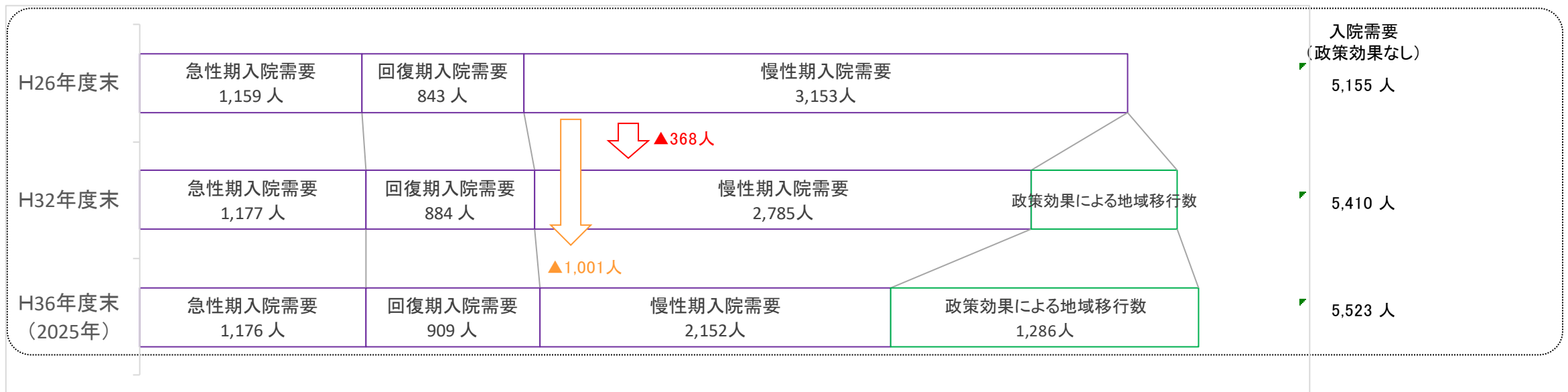
	第1次計画	第2次計画	第3次計画	第4次計画	第5次計画	第6次計画	第7次計画	第8次計画
計画年月	平成元年6月	平成5年8月	平成10年3月	平成15年8月	平成20年4月	平成25年4月	平成30年4月	令和6年4月
<b>基準病床数①</b>	6,658	6,952	7,193	7,497	4,627	5,021	5,021	
前期比	—	294	241	304	△ 2,870	394	0	
<b>既存病床数②</b>	4,800	5,128	5,293	5,764	6,495	6,388	6,151	6,124
前期比	—	328	165	471	731	△ 107	△ 237	△ 27
②－①	△ 1,858	△ 1,824	△ 1,900	△ 1,733	1,868	1,367	1,130	

※ 既存病床数は各計画書に記載された数値。自衛隊仙台病院の病床数を含まない。

# 第7次計画の基準病床数①

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた目標設定(宮城県)

- 政策効果を見込まない将来の入院需要を推計し、①「地域移行を促す基盤整備」、②「治療抵抗性統合失調症治療薬の普及」、③「認知症施策の推進」による政策効果を差し引いて、入院需要の目標値を設定



### 平成36年度末(2025年)までの政策効果の見込みの内訳

政策	地域移行する長期入院患者数の見込み(政策効果)	人数
① 地域移行を促す基盤整備	継続的な入院治療を要する長期入院患者(認知症除く)以外 (長期入院患者(認知症除く)の30~40%)	729人
② 治療抵抗性統合失調症治療薬の普及	継続的な入院治療を要する長期入院患者(認知症除く)の25~30%	423人
③ 認知症施策の推進	認知症による長期入院患者の13~19%	134人
		1,286人

## 第7次計画の基準病床数②

平成32年度末	急性期 入院需要	回復期 入院需要	慢性期 入院需要	うち		合計 入院需要
				65歳以上	65歳未満	
最小	1,177	884	2591.00	1,768	823	4,652
?	?	?	?	?	?	?
最大	1,177	884	2785.00	1,886	899	4,846

- 流入入院患者数 200 人
- 流出入院患者数 100 人
- 病床利用率 0.95 %
- 基準病床数

最小値	$\frac{4,652+200-100}{0.95}$	=	5002.11	※参考 第6次計画	5,021
最大値	$\frac{4,846+200-100}{0.95}$	=	5206.32	既存病床数	6,174

最大値と最小値の間にある第6次計画の基準病床数 5, 0 2 1 を第7次計画の基準病床数とした。

# 第7次計画の令和2年度目標と令和2年実績①

	実績	増減	目標	実績	目標比	H26比
	①H26年度末	②－①	②R2年度末	③令和2年	③－②	③－①
急性期（3か月未満）患者数	1,159	+18	1,177	950	△227	△209
回復期（3か月以上1年未満）〃	843	+41	884	894	+10	+51
慢性期（1年以上）〃	3,153	△544	2,609	2,913	+304	△240
合計	5,155	△485	4,670	4,757	+87	△398
病床利用率	85.8%	+9.2p	95%	82.4%	△12.6p	△3.4p

※平成26年度末実績の患者数は、国立精神・神経医療研究センター「都道府県入院需要推計ワークシート」より。

※目標は、第7次地域医療計画の基準病床数の算定より。

※令和2年実績は、令和2年患者調査（630調査）より。

※平成26年度末及び平成2年の病床利用率は、各年の病院調査より。

## 第7次計画の令和2年度目標と令和2年実績②

- 急性期（3か月未満）患者数は減少（計画微増）
  - 平均在院日数は短縮
    - 平成26年321.0日（全国281.2）→令和2年298.0日（全国277.0）
- 回復期（3か月以上1年未満）患者数は増加（計画一致）
- 慢性期（1年以上）患者数の減少は小幅（計画の半分）
  - 入院需要の増加が想定通りとした場合、政策効果の減少は436人（想定740人の約6割）
    - （参考・想定）
    - 政策効果1 地域移行を促す基盤整備 420人
    - 政策効果2 治療抵抗性統合失調症治療薬の普及 243人
    - 政策効果3 認知症施策の推進 77人

## 第8次計画の基準病床数①

○ 医療法施行規則 別表7 (第30条の30関係)

○ 医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等 (平成18年厚生労働省告示第161号)

＜算定式の変更＞

第7次：平成26年性・年齢階級別の入院受療率

×性・年齢階級別の令和2年推定人口

第8次：各年齢の令和2年入院患者数

×平成26年入院患者数対平成29年入院患者数の割合  
(3歳ごとの変化率から令和8年度患者数を推計)

○ 医療計画について (令和5年3月31日付け医政発0331第16号厚生労働省医政局長通知)



# 第8次計画の基準病床数②

第17回第8次医療計画 等に関する検討会	資料 1
令和4年11月4日	(改)

## 精神病床における基準病床数の算定式

- 患者数の推計値を、急性期・回復期・慢性期ごとに算出した上、慢性期の患者数の推計値については、認知症以外・認知症のそれぞれについて、政策効果に係る係数を反映させる。
- 基準病床数の算定式においては、更に、病床利用率を考慮する。

都道府県毎の令和〇年における基準病床数算定式＝

$$\left( \begin{array}{l} \text{令和〇年における} \\ \text{当該都道府県の} \\ \text{急性期} \\ \text{患者数推計値} \end{array} + \begin{array}{l} \text{令和〇年における} \\ \text{当該都道府県の} \\ \text{回復期} \\ \text{患者数推計値} \end{array} + \begin{array}{l} \text{令和〇年における} \\ \text{当該都道府県の} \\ \text{慢性期} \\ \text{患者数推計値} \\ \text{(認知症を除く)} \end{array} \times \text{政策効果} \right. \\
 \left. + \begin{array}{l} \text{令和〇年における} \\ \text{当該都道府県の} \\ \text{慢性期} \\ \text{患者数推計値} \\ \text{(認知症)} \end{array} \times \text{政策効果} \right) \\
 + (\text{他都道府県から当該都道府県への流入入院患者数}) - (\text{当該都道府県から他都道府県への流出入院患者数}) \\
 \times (1 / \text{病床利用率})$$

### 政策効果に関する係数

- 政策効果A：認知症を除く慢性期入院患者に係る係数  
(地域移行を促す基盤整備や治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等に関する政策効果)
- 政策効果B：認知症の慢性期入院患者に係る係数  
(認知症施策の推進等に関する政策効果)

※ 精神病床数の地域差に基づく係数とする。

### 病床利用率

- 現行の算定式においては0.95を用いている。
- 新算定式においても0.95を用いる。

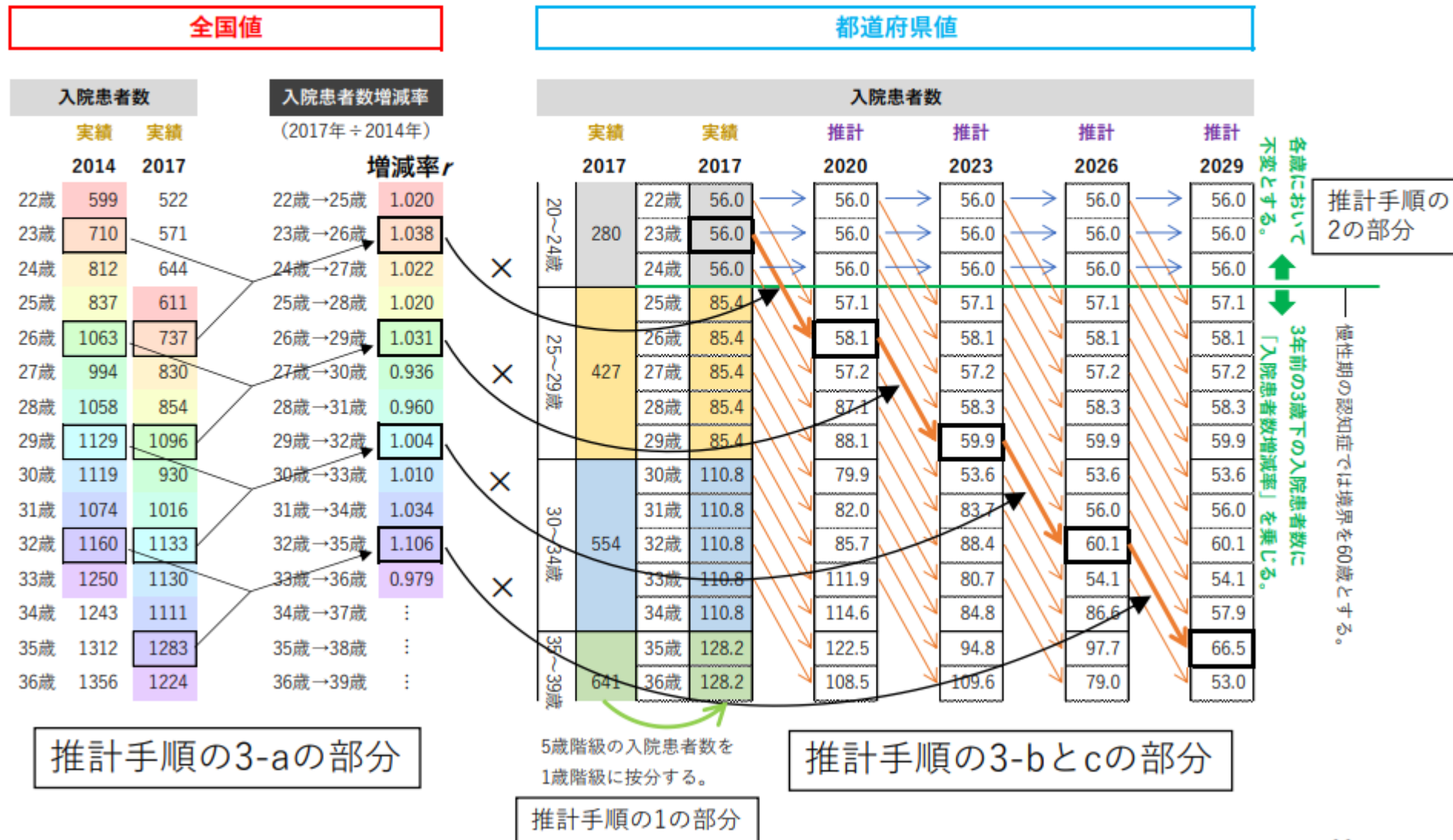
(急性期：3か月未満、回復期：3か月以上1年未満、慢性期：1年以上)



# 第8次計画の基準病床数③

## 各層における推計手順の図解

※実績とある箇所を含め、数値は架空



# 第8次計画の基準病床数④

## ○ 第8次医療計画における精神病床に係る基準病床数について（令和5年5月11日付け厚生労働省精神・障害保健課、地域医療計画課事務連絡）

精神病床に係る基準病床数（宮城県）

○推計入院患者数

令和8年	急性期 a	回復期 b	慢性期（認知症除く）		認知症慢性期		合計		政策効果係数			
			c	うち 65歳以上 d	e	うち 65歳以上	a+b+c+d	a+b+c+e	A	B		
最小	925	1,032	1,719	1,103	(733)	645	(725)	638	4,321	0.08	0.10	
?		?	?	?		?		?	?			
最大	925	1,032	1,754	1,126	660	674	652	667	4,371	4,385	0.00	0.08

○政策効果A 認知症を除く慢性期入院患者に係る係数（地域移行を促す基盤整備や治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等に関する政策効果）

○政策効果B 認知症の慢性期入院患者に係る係数（認知症施策の推進等に関する政策効果）

○流入入院患者数 0人

○流出入院患者数 0人

○病床利用率 0.95%

○基準病床数

算定式  $\frac{4,371}{0.95} = 4,601.05$  改め 4,602

最小値  $\frac{4,321}{0.95} = 4,548.42$  改め 4,551

最大値  $\frac{4,385}{0.95} = 4,615.79$  改め 4,618

※参考  
第7次計画 5,021

既存病床数 6,148

（案）既存病床数、第7次計画の実績等を踏まえ、政策効果を少なく見込む  
**最大値 4,618 を基準病床とする。**

# 第8次計画の基準病床数⑤

